

沖縄・福島の困難地にたいして日本人としてどう向き合うのか

——『唯物論』の四つの論文に触発されて

(東京唯物論研究会編『灯をともし』第24号、2017年掲載)

島崎 隆

以下は、『唯物論』第九〇号(特集:沖縄が問いかけるもの)の合評会の報告(二〇一七年三月五日)をしたのちに、書かれたものである。表題のなかの「日本人として」というのは、ちょっと気張った言い方になってしまったが、沖縄・福島の問題を考えるとき、東京に住む自分としては、一定の主体性が問われるはずだという思いがそこにある。『唯物論』には、基地の移設問題を扱った小屋敷琢己、メディア報道を扱った石坂悦男、沖縄の経済問題を扱った屋嘉宗彦、琉球独立論を扱った秋山道宏の各氏の論文が掲載された。私はレジュメにそって報告したが、その節立ては以下のとおりである。

1. 沖縄・福島は日本の、南と北の二つの大きな問題地域である
2. 東京の一個人として何ができたか、できるのか
3. 沖縄問題を自然環境破壊という視点から見る
4. なぜ日本政府が米(軍)にたいして、独立国としての国家主権を発揮できないのか
5. 戦後史の歴史的事実を遡る
6. 沖縄問題の展望をどこに求めるのか

私は戦後史の専門家でもなく、沖縄問題について詳しいわけでもないが、沖縄問題に一定の関心をもつものとして報告した。各氏の論文は熟読したが、以下では、自分の問題意識に従って報告し、そのなかで各論文について言及する形をとった。第一節では、沖縄と福島がある意味で、歴史的に日本内の「植民地」だと実感した点について述べた。そしてさらに、日本本土自体がかつて占領軍であった米国の支配からの継続として、「植民地」的になっているのではないかと考えた。その点では、さらに、日本本土による沖縄・福島への差別・分断・無関心があるという論調について肯定的に扱った(石坂、高橋哲哉、上間陽子の諸氏)。だがこの問題は、植民地化された地域を単純に「被抑圧者」と割り切れないという、微妙な側面をもっている。

第二節では、自分の立ち位置について論じた。東京という中心地に暮らして、自分は、遠い沖縄にどう向き合えるのか。少なくとも、いろいろな形で、あえて関心を持続させられるのではないかと考えた。福島を訪れたときに、そこで居合わせた女性が、「何もなくてもいいから、ここ被災地に来てほしい、そして私たちと話をしてほしい」と述べたこ

とが記憶に残っている。沖縄に関しては、たまたまピースボートの船旅に行ったときに、最初に、普天間基地、嘉手納基地を展望し、さらに辺野古テント村を訪問し、地元の人たちと交流し、キャンプ・シュアブのゲート前で、小さなデモと座り込みをしたことがあった。これは忘れがたい経験となった。というのも、それ以前に、沖縄関係の映画を偶然ではあるが、『標的の村』『戦場ぬ止み』『庄殺の海』（第一部、第二部）、『沖縄 うりずんの雨』などを見ていたからである。画面での市民たちの闘いを、現実には沖縄で見ることができたからである。いずれにせよ、普天間基地から辺野古基地へという案は、単なる「移設」などではなく、軍港化を含む大規模な新基地建設なのである（石坂論文）。

第三節では、自然環境問題という観点から、辺野古の海（大浦湾）と東村高江の森の状況を考えた。亀山統一氏によれば、ここの土地は、まさに貴重な、生物多様性のホットスポットなのである（「亜熱帯の島の自然・暮らしと辺野古・高江」、『季論21』二〇一七年冬号）。私は戦争が人間破壊のみではなく、自然破壊も引き起こすということを主張してきたが、すでに基地建設の段階で環境破壊を起こしているということを実感した。報告では、沖縄訪問のさいに拝受した「サンゴが育つジュゴンの海を壊すな！」というカラーのポスターを回して説明した。辺野古ではいま、三〇トン以上の巨大コンクリートが次々と海に投げ込まれ、サンゴ礁を破壊しているのだ。ここにはアオサンゴなどの各種のサンゴの大群落、ジュゴンの生息地、採食地があり、ヒルモ、ウミガメ、トカゲハゼなどが生息し、マングローブ林が存在する。高江はかつて「ベトナム村」として米軍に利用されたが、いまはオスオプレイ用のヘリパッドとして開発され、自然が荒らされている。ここは、ヤンバル国立公園の一部をなし、この森には、ヤンバルクイナ、ノグチゲラなどが生息している。高江周辺には、米軍による広大な北部訓練場があるが、これは沖縄の水資源を確保するためであると指摘されている。

ところで、沖縄基地問題に少しでも関心をもっている人たちの多くは、戦後七〇年以上もたち、もはや戦後ではないといわれているのに、なぜ日本政府が、米（軍）にたいして、基地問題などで主権国家ではないような、従属的な、卑屈な態度をとらなければならないのかと、疑問を抱くことだろう。第四節では、この問題に迫る、いくつかの事例を挙げたい。民主党が政権をとった当時、鳩山元首相は、トップ官僚を六人呼んで、これから徳之島への基地移転を米と地元で打診する。協力して内密に話を進めてくれ、と述べたことがあった。ところが翌日、これが『朝日新聞』夕刊のニュースとなってしまった。彼ら官僚が米側にリークしたことも明らかになった（以上、You Tube「鳩山由紀夫・友愛チャンネル」による）。ここでは、彼ら官僚が米国に支配されており、日本の首相ですら、国の方針を決定できないということが明らかになった。また、一六年一二月に、訓練中オスプレ

イが墜落事故を起こしたときに、米軍は「被害がなかったことに感謝すべきだ」と居丈高に述べた。翁長県知事も「問題は、日本政府に当事者能力がないということだ」と指摘した。数々の事実が、日本政府の従属性・没主体性を物語る。その客観的な根拠はどこにあるのか、それが何なのかが解明されないと、問題解決へと前進していかず、苛立ちと諦めのムードだけが漂うこととなる。したがって、敗戦後の戦後史のありようを深く追求することが必要となるだろう。

第五節は戦後の歴史的な数々の重大な事実を解明することを課題とするが、おもに矢部宏治『日本はなぜ「基地」と「原発」を止められないのか』（集英社インターナショナル）に依拠した。この点で、小屋敷論文は、安保条約によって、米軍は都合のいい場所に基地をつくることができる、日米安保の問題を根本から問うべきだ、と述べていた。また石坂論文も、「本土」大手メディアは、沖縄が日米安保、日米地位協定の犠牲になっている現実を伝える視点を欠いていると批判した。なるほど、こうした指摘はある程度、一般化しており、それはわかっているという批判的知識人・市民が多くいることだろう。だが問題は、漠然とそう指摘するだけではなく、必要な数々の文書の存在を指摘し、より正確に法文解釈をしていき、現実を全体的にとらえることである。安保条約の条文を漫然と眺めても、あまりわかる話ではない。そののちに、問題点を指摘して、妥当な改善の方向へ議論を進めるべきである。

以上のことを要約的にまとめると、根本問題は、日米のあいだにある「安保法体系」（長谷川正安氏の命名）が、日本国憲法の上位にあつて、両国関係のありようを決めているという点にある。それは、敗戦後の「国連憲章」を出発点として、「安保条約」「日米行政協定」「日米地位協定」「日米合同委員会」の取り決めなどから構成されているものだ。それにさらに、「密約法体系」が加わり、法的論理としての「統治行為論」（田中耕太郎に始まる）に体现される。日本という国は、これらのもののがんじがらめになっているということであり、それに逆らえば、政治家は政治生命を奪われるのだ。野田前首相も二〇三〇年代に原発再稼働をゼロにしようとして、米エネルギー省に打診したら、「強い懸念」を示され、閣議決定を見送ったという。実は「原子力基本法」のなかに、原発も「わが国の安全保障に資することを目的とする」とあつて、原発も基地問題と同様の扱いを受けるのである。

ところで、二〇〇四年に沖縄国際大学で米軍ヘリが墜落したことがあつたが、日本の警察などは排除され、一切調査できなかつた。日米合同委員会の取り決めは、「米軍機墜落事故のさい…事故の残骸と部品は米軍が管理する」とあるからであり、日本は現場に指一

本触れられないことになる。また、密約のなかの「秘密報告書」に示されるように、「基地の条件は、米軍の判断に委ねられる」という内容があり、これによれば、米軍は自分たちが都合のいい場所に都合のいいように基地を建設することができるのだ。さきに小屋敷論文が言及した安保体制の根拠がまさにここに述べられている。ついでにいうと、スノーデン事件が明らかにしたように、日本では米の諜報機関の要員は自由にやって来て自由に活動ができるのである（スノーデン氏は、米安全保障局、米中央情報局の職員でもあり、日本でも活動していた）。この点も「秘密報告書」に明記されている。実はさらに矢部書では、こうした日本の政治的地位の根底に、「敵国条項」（国連憲章にある）の存在があり、依然として日本がその条件から免れていないということも指摘される。つまり日本は安保条約のもとで米国の同盟国であるとともに、いまだに敵国の扱いなのだという。この点では、私も忘れていたが、一九八八年に、米軍機が低空飛行ののちに、伊方原発の上を通り、近くの丘に墜落して乗組員七名が亡くなったという事故があった。なぜ原発の近くで低空飛行をやったのか。この点で、前泊博盛・沖縄国際大学教授は、「原発を標的にして訓練をしていたのだろう」と述べた。「敵国条項」がまだ生きているからだということになるだろう。

私は歴史学者ではないので、細かい歴史的事実をどう見るのかということとはよくはわからず、矢部書の妥当性を専門的にはきちんと評価できない。この点を会場で指摘したが、残念ながら、ほとんどその評価についての意見はなかった。

第六節では、以上の考察を踏まえつつ、では沖縄問題にたいしてどう展望（のかけらのようなもの）を出したらいいのかについて論ずる。私は小屋敷論文による、本土も平等に基地を引き受けるべきだという議論の危険性の指摘に共感しつつ、あまりまともではないが、以下に五点、提起した。

第一に、小屋敷氏、矢部氏が指摘したように、安保条約や日米地位協定がいかにかに日本の主権をおかし、基地問題を起こしているのかの根拠をきちんと全体的に把握するということである。上記の第五節の認識を（その妥当性を含めて）シッカリ踏まえるということである。第二に将来の展望の方向として、秋山論文が主張するように、過去にとらわれずに日米同盟を堅持して沖縄の主体性を発揮するという「沖縄イニシアティブ論」も、琉球民族の独自の歴史を強調して日本国家から独立するという「琉球独立論」も、両者ともに批判して、将来の沖縄の方向性を探るということである。とくに、後者の立場は、「戦争体験／占領体験へのまなざし」を欠いているとされる。第三に、沖縄が経済的に独立できるかについての吟味をするということである。この点で、屋嘉論文は、詳細にその経済的展

望について議論している。基地の一部返還後の状況を考察すると、屋嘉論文では、沖縄経済がより豊かに発展しているとデータに依拠して指摘される。基地に依存する経済でもなく、また政府からの財政移転を頼むこともなく、さらにまた、単に消費経済を広げるといいうのでもなくて、基地の農地への転換や、観光収入を増大させることによって、沖縄経済を活発にすることが目指される。屋嘉論文はそれが十分に可能だと結論するが、これは展望のもてる見解である。

第四は、矢部氏の提案の妥当性の吟味である。氏は詳細な分析ののちに、解決策として、フィリピン・モデルを提案する。氏は、フィリピン、イタリアの不戦憲法に学びつつ、まず米国への従属から脱し、国連中心主義を宣言すべきだとする。日本でいえば、密約はすべて廃棄する。フィリピンはこうして米軍基地を撤廃し、軍隊をもち、そしてあらためて米国と安保条約を結んだのだ。フィリピンは核兵器を憲法で禁止する国だという。いま米軍は、「訪問米軍」という形でフィリピンに滞在しているが、それは以前の形態とは異なるのだという。少し調べはしたが、私はフィリピンのやり方をまだ十分にはわからない。

ただ付け加えれば、私は矢部氏の、とくに日本国憲法形成史の理解には必ずしも賛成ではない。憲法研究会（鈴木安蔵ら）など、当時の憲法作成時の日本の民間の知識人・市民の主体性を軽視しているようである。日本には敗戦当時、伊豆大島憲法草案というものもあった。さらに私は、憲法の位置づけの全体的理解に関しては、君島東彦「憲法九条の哲学」（季報『唯物論研究』第三六号、二〇一六年）のとらえ方のほうが、より説得的でスケールが大きいと感じている。

第五は、「平和の権利宣言」への期待である。これは二〇一七年二月に国連総会で採択されたものであり、イラク戦争を契機に模索されてきた。これは国家が関与する戦争や紛争に、個人が人権侵害だとして反対できる趣旨のものだという。ここには、日本国憲法の不戦の誓いの趣旨も影響を与えたとされる。これはいわば、国家の上に個人の権利を置くものである。一三一カ国が賛成し、三四カ国が反対した。これがさらに国際条約化されていけば、たしかに戦争はやりづらくなるだろう。沖縄の問題にもいい影響を与えることになるのは間違いない。以上が報告の趣旨であった。